

(案)

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者居住支援
事業委託契約書(案)

愛媛県(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、
次の条項により契約を締結する。

(契約の履行)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託事業の内容)

第2条 甲は、令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)及び令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業(以下「居住支援事業」という。)を別添「愛媛県生活困窮者自立相談支援事業実施要領」及び「愛媛県生活困窮者居住支援事業実施要領」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第3条 甲は、乙に対し、自立相談支援事業の委託料として、金_____円(うち、消費税及び地方消費税の額_____円)及び居住支援事業の委託料として、金_____円(うち、消費税及び地方消費税の額_____円)を支払う。

2 この委託料の対象経費は、別表のとおりとする。

(委託の期間)

第4条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。

(余剰金発生時の返還等)

第5条 乙は、事業実施後に余剰金が発生した場合には、余剰金を甲へ返還する。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事業計画書の提出)

第9条 乙は、契約締結後、速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第10条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨を変更しない軽微な変更については、この限りでない。

(調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第12条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく、甲に対して実績報告書(様式第3号)及び現金出納簿(様式自由)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条第2項の検査終了後、甲に対し委託料精算払請求書(様式第4号)を提出するものとし、甲は、これを受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、前条の支払期限以内に委託料を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて得た額の遅延利息を甲に請求することができる。

(前金払)

第15条 第12条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(損害の賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第17条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害

が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したと

き。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第19条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第21条 第14条、第16条及び第19条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(関係書類の整備・保管)

第22条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も、同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して前項の義務を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

3 乙の従事者は、秘密保持及び法令遵守に関する誓約書（様式第6号）を甲へ提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第25条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

（契約の効力の遡及）

第26条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第4条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の成立を証するために書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

別表（第2条関係）

区 分	対 象 経 費
<p>令和7年度 愛媛県生活困窮者 自立相談支援事業費</p>	<p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 （消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、 修繕料等） 会議費 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） 使用料及び賃借料 備品購入費（但し、単価30万円以上を除く。）</p>

区 分	対 象 経 費
<p>令和7年度 愛媛県生活困窮者 居住支援事業費</p>	<p>給料 職員手当等 共済費 報酬 報償費 旅費 需用費 （消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、 修繕料等） 会議費 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等） 使用料及び賃借料 備品購入費（但し、単価30万円以上を除く。） 入所者食料費 入所者日用品費</p>

様式第1-1号(第9条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第9条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施期間
- 3 事業内容

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 会議費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費		
小 計		
消費税及び 地方消費税の額		
合 計		

※備考欄には、それぞれの費目ごとに積算内訳を記載すること。

様式第1-2号(第9条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第9条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施期間
- 3 事業内容

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

(3) 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
給料 職員手当等 共済費 報酬 報償費 旅費 需用費 会議費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 入所者食料費 入所者日用品費		
小 計		
消費税及び 地方消費税の額		
合 計		

※備考欄には、それぞれの費目ごとに積算内訳を記載すること。

様式第2-1号（第10条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業変更計画書

令和 年 月 日付け 号で承認のあった令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第10条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業内容
- 3 事業の変更計画書
- 4 収支予算書

(注) 変更のない項目については、省略することができる。

様式第2-2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業変更計画書

令和 年 月 日付け 号で承認のあった令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第10条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業内容
- 3 事業の変更計画書
- 4 収支予算書

(注) 変更のない項目については、省略することができる。

様式第3-1号(第12条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施期間
- 3 事業内容

4 収支決算書

(1) 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	備 考
報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 会議費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費		
小 計		
消費税及び 地方消費税の額		
合 計		

※備考欄には、それぞれの費目ごとに積算内訳を記載すること。

様式第3-2号(第12条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊟

令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実施期間
- 3 事業内容

4 収支決算書

(1) 収入の部

区 分	決 算 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

(3) 支出の部

区 分	決 算 額 (円)	備 考
給料 職員手当等 共済費 報酬 報償費 旅費 需用費 会議費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 入所者食料費 入所者日用品費		
小 計		
消費税及び 地方消費税の額		
合 計		

※備考欄には、それぞれの費目ごとに積算内訳を記載すること。

様式第4-1号(第13条関係)

第 号
年 月 日

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業委託料精算払請求書

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業に係る委託料について、委託契約書第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也

様式第4-2号(第13条関係)

第 号
年 月 日

令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業委託料精算払請求書

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業に係る委託料について、委託契約書第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也

様式第5-1号（第15条関係）

第 号
年 月 日

令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業委託料前金払請求書

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業に係る委託料について、委託契約書第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也
	残 額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

様式第5-2号（第15条関係）

第 号
年 月 日

令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業委託料前金払請求書

愛媛県知事 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業に係る委託料について、委託契約書第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也	
内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也
	残 額	金	円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

様式第6-1号（第23条関係）

業務受託における秘密保持及び
法令遵守に関する誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名（自筆） ⑩

所属する法人の住所地

所属する法人の名称

所属する法人の代表者 ⑩

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受託している「令和8年度愛媛県生活困窮者自立相談支援事業」の従事者として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、別記「個人情報取扱特記事項」等を遵守することを誓約します。

なお、秘密情報を漏洩した場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに秘密情報漏洩により県又は第三者に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲で、これを賠償することを併せて誓約します。

様式第6-2号(第23条関係)

業務受託における秘密保持及び
法令遵守に関する誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名(自筆) ⑩

所属する法人の住所地

所属する法人の名称

所属する法人の代表者 ⑩

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受託している「令和8年度愛媛県生活困窮者居住支援事業」の従事者として、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、別記「個人情報取扱特記事項」等を遵守することを誓約します。

なお、秘密情報を漏洩した場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに秘密情報漏洩により県又は第三者に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲で、これを賠償することを併せて誓約します。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委

託」という。)してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場

所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。